

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
むつ事務所
平成27年度(第1回)保安検査報告書

平成27年8月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1)保安検査実施期間	1
(2)保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
3. 保安検査結果	1
(1)総合評価	1
(2)検査結果	2
(3)違反事項	2
4. 特記事項	2

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成27年6月23日(火)

至 平成27年6月25日(木)

(2) 保安検査実施者

東通原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 館内 政昭

原子力保安検査官 足立 謹聰

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入検査、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している廃止措置管理状況の聴取、記録確認、施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目

- ① 放射性廃棄物の安全管理の実施状況
- ② マネジメントレビューの実施状況
- ③ 保安管理体制に係る実施状況(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「放射性廃棄物の安全管理の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」及び「保安管理体制に係る実施状況(抜き打ち検査)」を検査項目として、立入り、資料及び聴取の確認によって検査を実施した。

検査の結果、「放射性廃棄物の安全管理の実施状況」については、保安規定に基づき放射性廃棄物にかかる業務が適切に実施されていること、また長期に渡る保管が継続していることを考慮した安全管理が行われていることを確認した。

「マネジメントレビューの実施状況」については、保安規定第22条の規定に基づき年1回実施されるマネジメントレビューにより、事務所の活動が適切に評価され、問題点等が抽出され、それが反映されるという活動の改善サイクルが適切に実施されていることを確認した。

「保安管理体制に係る実施状況」については、抜き打ちにより、保安の監督を職務とする廃止措置施設保安主務者及び同代行者の選任解除及びその職務の実施

が適切に実施されていることを確認した。

また、前回の保安巡視から今回の保安検査実施期間中までの廃止措置施設の保安活動については、日々実施している廃止措置管理状況の聴取、記録確認、施設の巡視等により、保安規定違反となる事項は認められなかった。

以上のことから、検査の結果、今回検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2)検査結果

1) 検査結果

別添2参照

2) 追加検査結果

なし

(3)違反事項

なし

4. 特記事項

なし

保安検査日程

月 日	6月23日(火)	6月24日(水)	6月25日(木)
午 前	●初回会議	●検査前会議	●検査前会議
	○放射性廃棄物の安全管理の実施状況	◇保安管理体制に係る実施状況	●記録確認 ・運転記録 ・放射線管理記録
午 後	○マネジメントレビューの実施状況	○各検査項目に係る現場確認 ●現場巡視	●記録確認 ・運転記録 ・放射線管理記録
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議
勤務 時間外			

○ 基本検査項目 ◇ 抜き打ち検査項目 ● 会議等／記録確認／巡視等

検査結果(1/3)

1. 検査実施日

平成27年6月23日(火)～24日(水)

2. 検査項目

放射性廃棄物の安全管理の実施状況

3. 対象となった保安規定の条文

第1編 総則

第4章 放射性廃棄物の管理

第25条 放射性廃棄物の廃棄及び管理

第26条 放射性廃棄物に係る措置

第27条 放射性廃棄物の運搬

第5章 核燃料物質によって汚染された物の運搬

第28条 核燃料物質によって汚染された物の運搬

第9章 記録及び報告

第39条 記録及び保存

第40条 業務報告

(3) 放射性廃棄物の廃棄の状況

第2編 放射線管理

第4章 環境放射能の管理

第30条 気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定

第31条 液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値

第32条 液体廃棄物の排水口への放出の基準

第33条 液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定

第5章 放射線管理施設の管理

第34条 放射線管理施設の性能の維持

第35条 点検

第36条 施設定期自主検査

第6章 核燃料物質によって汚染された物の運搬

第38条 事業所内運搬に係る措置

第39条 事業所外運搬に係る措置

第40条 引取りに係る措置

第7章 放射性廃棄物の管理

第41条 放射性廃棄物に係る措置(固体廃棄物)

第42条 放射性廃棄物に係る表示(固体廃棄物)

第43条 放射性廃棄物の保管

第44条 放射性廃棄物の運搬に係る措置

第3編 原子炉施設の管理

第2章 管理

第2節 放射性廃棄物の引取り及び運搬

第8条 引取りに係る確認

第9条 放射性廃棄物の運搬

第3節 放射性廃棄物の一時保管及び貯蔵

第10条 処理前の一時的保管及び貯蔵

第4節 放射性廃棄物の処理

第11条 作業前の点検

第12条 作業中の点検

第13条 作業終了後の点検

第14条 固体廃棄物の処理

第15条 液体廃棄物の処理

第16条 廃棄物パッケージの表示

第5節 固体廃棄物の貯蔵及び気体廃棄物の廃棄

第17条 固体廃棄物の貯蔵

第17条の2 廃棄物パッケージからの試料採取及び試料分析

第18条 気体廃棄物の廃棄

4. 検査結果

保安規定に基づき放射性廃棄物にかかる業務が適切に実施されていること、また長期に渡る保管が継続していることを考慮した安全管理が行われていることを確認するため検査を実施した。

検査の結果、放射線管理の仕組み及び仕組みに基づく業務の実施が保安規定に基づき適切に実施されているかについて、第1編部分については、廃棄物の廃棄及び管理の業務が保安管理課長及び施設管理課長にそれぞれ分かれて管理され、運搬時の引継を含めて実施の状況を聴取及び「雑固体廃棄物処理設備運転日誌」「業務報告」等の記録により、適切に実施していることを確認した。

第2編部分については、放射性廃棄物の濃度の測定、一時保管等、運搬等の業務の実施について、保安管理課への聴取及び「低レベルβ・γ固体廃棄物記録表」「施設定期検査実施結果について(通知)」等の記録により、適切に実施されていることを確認した。

第3編部分については、放射性廃棄物の引取及び運搬、処理、貯蔵及び気体廃棄物の廃棄等の業務の実施について、施設管理課への聴取及び「原子炉施設の運転状況報告書」等の記録により、適切に実施されていることを確認した。

また、固体放射性廃棄物の一時保管場所、固体廃棄物貯蔵場所、気体及び液体廃棄物の処理設備を含む関連施設等の現場確認により、施設や廃棄物の貯蔵状況等に問題がないこと、各施設に設置された固体放射性廃棄物の一時保管場所の設定、保管要領等が手順に基づき適切に実施されていることを確認した。

また、固体放射性廃棄物の減容のため事業者が行っている調査活動については、現在の活動状況を、施設管理課の説明及び「試料採取・分析計画」等の記録並びに現場確認により確認し、計画的に実施していることを確認した。

更に、固体放射性廃棄物の長期保管による管理については、平成25年度に発生したドラム缶の腐食対策の不適合及び是正・予防措置として、固体放射性廃棄物の現場での監視強化等の対策により、長期保管対策を取っていることを担当課への聴取及び、「固体廃棄物貯蔵室点検記録」等の記録により、適切に実施している状況を確認した。

また、施設の長期化対策として、施設管理課において高経年化対策に係る中期的な計画を作成し、それに基づき先行的な予算取得要望を計画的に実施するとともに、予算の取得状況に合わせ都度計画の修正を行い、適切な対応を採っていることを確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

基本検査結果(2/3)

1. 検査実施日

平成27年6月23日(火)～24日(水)

2. 検査項目

マネジメントレビューの実施状況

3. 対象となった保安規定の条文

第1編 総則

第1章 通則

第7条 職務

第2章 品質保証

第15条 品質保証計画の策定

(5) 品質保証計画の継続的な改善に関すること

第22条 品質保証計画の継続的な改善

4. 検査結果

保安規定第22条の規定に基づき年1回実施されるマネジメントレビューにより、事務所の活動が適切に評価され、問題点等が抽出され、それが反映されるという活動のサイクルが適切に実施されているかについて確認するため検査を実施した。

検査の結果、マネジメントレビューについては、保安規定に基づき制定した、「むつ事務所原子炉施設品質保証計画」及び「むつ事務所長によるマネジメントレビュー要領」に基づき、レビュー要領等の仕組みの確認を行うとともに、インプット情報である「むつ事務所長によるマネジメントレビューインプット情報」、アウトプット情報である「むつ事務所長によるマネジメントレビュー記録」等の記録により、マネジメントレビューが適切に実施されていることを確認した。

また今年度は、マネジメントレビューのインプット情報である「平成26年度内部監査実施報告書」を受け、事務所長が毎年度作成する品質目標に達成レベルを設定する等、品質マネジメントの改善のためのPDCAを行っている状況を担当者への聴取及び「平成26年度むつ事務所長によるマネジメントレビュー議事録」「むつ事務所長によるマネジメントレビュー記録」等の記録により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

基本検査結果(3/3)

1. 検査実施日

平成27年6月24日(水)

2. 検査項目

保安管理体制に係る実施状況(抜き打ち検査)

(廃止措置施設保安主務者)

3. 対象となった保安規定の条文

第1編 総則

第1章 通則

第3条 定義

第5条 規則の制定、改定及び廃止

第2章 保安管理体制

第3節 廃止措置施設保安主務者

第12条 廃止措置施設保安主務者の選任

第13条 廃止措置施設保安主務者の職務

第14条 意見の尊重等

第6章 保安教育及び保安訓練

第29条 保安教育実施計画

第7章 非常の場合に採るべき措置

第32条 通報

第9章 記録及び報告

第40条 業務報告

第41条 一般報告

第42条 故障等の報告

第2編 放射線管理

第2章 管理区域の管理

第9条 管理区域の区分及び指定

第10条 管理区域の一時解除

第5章 放射線管理施設の管理

第36条 施設定期自主検査

第8章 異常時の措置

第47条 警戒線量又は線量限度を超えた場合の措置

第3節 環境放射能に係る異常の場合の措置

第49条 放出管理目標値を超えた場合等における措置

第50条 放射性物質の濃度に係る異常の場合の措置

第4節 放射線測定機器の点検において異常を認めた場合の措置

第51条 放射線測定機器の点検において異常を認めた場合の措置

第5節 運搬中において異常を認めた場合の措置

第52条 運搬中において異常を認めた場合の措置

第3編 原子炉施設の管理

第1章 通則

第4条 年間業務計画

第2章 管理

第17条の2 廃棄物パッケージからの試料採取及び試料分析

第3章 保守管理

第22条 施設定期自主検査実施計画

第24条 修理及び改造計画

第25条 保守結果等の報告

第4章 異常時の措置

第27条 点検等において異常を認めた場合の措置

第28条 勤務時間外に異常が発生した場合の措置

4. 検査結果

保安の監督を職務とする廃止措置施設保安主務者及び同代行者の選任解除及びその職務の実施が適切に実施されているかについて記録等により確認するため検査を実施した。

検査の結果、廃止措置施設保安主務者の職務については、保安規定第1編、第2編及び第3編に定められている廃止措置施設保安主務者の業務について廃止措置保安主務者に聴取するとともに、保安規定に基づく会議への参加、廃止措置施設保安主務者への通報、同意及び報告等が確実に行われていることを、「平成27年度 年間業務計画」「原子炉施設の運転状況報告」等の記録により確認し、業務が適切に実施されている状況を確認した。

また、廃止措置施設保安主務者の選任については、廃止措置施設保安主務者の選任、解任及び同代行者の選任、解任が適切に実施されていることを「指名・解除承認内容書」等の記録により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。